

## 会 議 要 旨

会議名	令和元年度 第1回津山地区福祉有償運送運営協議会
開催日時	令和元年7月12日（金）10：00～11：45
開催場所	津山保健センター（美作県民局第二庁舎） 1階 センターホール
出席委員	小坂田 稔（会長） 下山 武紀 高橋 修二 深井 正 村上 倉三 藤澤 成実 高井 昭彦（代理出席者：梶原 幸代） 武本 吉正 森尾 壮一 牧野 雅明 坪倉 勇 松尾 恭子 谷口 信之
議題	1 津山地区の移動制約者及び運送の状況について 2 福祉有償運送の新規登録申請について 一般社団法人 ぱすおん 3 福祉有償運送の更新登録申請について 医療法人 東浩会
公開・非公開の別	公開（裁決については非公開）
傍聴人人数	0人
会議資料名	資料1 津山地区の移動制約者及び運送の状況 ○津山地区身体障害者・要介護認定者等移動制約者の状況 ○美作県民局管内福祉有償運送登録事業者の状況 福祉有償運送報告書（平成30年10月～平成31年3月） ○旅客自動車運送事業者の状況 ○市町単独の移動支援・交通費助成制度について 資料2 福祉有償運送実施計画書等（（一社）ぱすおん） ○福祉有償運送実施計画書・パンフレット ○自家用有償旅客運送登録申請書及び添付書類 資料3 福祉有償運送実施計画書等（（医）東浩会） ○福祉有償運送実施計画書・パンフレット ○自家用有償旅客運送更新登録申請書及び添付書類 参考資料 ○道路運送法（抜粋）

	<p>○道路運送法施行規則（抜粋）</p> <p>○医療法（抜粋）、医療法人の附帯業務について（抜粋）</p> <p>○県主宰地区福祉有償運送運営協議会設置要綱</p>
議事の概要	事務局から、委員14名中13名の委員が出席しており会議が成立していることを報告し議事に入る
議題1	<p>津山地区の移動制約者及び運送の状況について</p> <p><b>【事務局から説明】</b></p> <p>（委員）身体障害者手帳をお持ちの方では内部障害が多く、特に人工透析の方への支援が課題となっている。療育手帳所持者の方も高齢化してきており、移動困難者の支援は見逃せない問題である。</p> <p>（委員）管内の一般タクシーの台数は200台以上あったが、164台まで減っており、乗務員不足がその背景にある。交通政策と福祉を一緒に議論する場を持ってないか。車いすタクシーの車両が増えており、業界としても福祉のお手伝いができるのではないかと考えている。</p>
議題2	<p>福祉有償運送の新規登録申請について（一般社団法人 ぱすおん）</p> <p><b>【事務局から実施計画について確認項目に沿って説明、その後申請者に追加説明があるか尋ねる】</b></p> <p>（申請者）安全、安心して使ってもらうことが、当法人のコンセプトであり、訪問サービスや出張デイサービスなど、介護保険で対応できない部分をサービス提供したいと考えている。</p> <p>（津山市）市内の移動困難者の方への支援が増えるということで、申請者には大変期待をしている。</p> <p>（委員）セダン型車両を使用予定だが、現在登録している利用予定者について、セダン型車両の使用が特に必要な理由はあるか。</p> <p>（申請者）認知症の方は身体的に問題がなく福祉車両を必ずしも必要とはしないが、福祉車両よりもセダン型車両のシートの方が座り心地がよいと思うので、セダン型車両を使用したい。また、10年以上の訪問看護の経験も活かしたい。</p> <p>（委員）看護師資格の方がセダン型車両を運転する場合は「ケア輸送サービス運転者講習」を受講する必要がある。また、同乗者の要件</p>

	<p>は介護福祉士その他の資格を有する者とされているので、就任予定乗務者名簿から削除すること。</p> <p>(委員) ベッドまでの介助などに別途料金が設定されているが、少し高いのではないか。</p> <p>(申請者) 別途料金については、利用者の方がサービスを使いやすくなるよう検討させていただきたい。サービス提供前に利用者にしつかり説明したい。</p> <p>(委員) 通学と行楽を利用目的から外しているのはなぜか。</p> <p>(申請者) 高齢者の利用を想定しているので、通学は外している。行楽については、遠距離の利用になるため、2人のみでの対応が難しいと思い、外している。今後必要があれば変更を考えたい。</p> <p>(委員) 鶴山公園や衆楽園へのお花見など、近隣での行楽も考えられる。行楽は高齢者の生きがいや生活のハリにつながる大切なことなので、ぜひご検討いただきたい。</p> <p>(委員) 運行日が水曜日、木曜日、土曜日となっているが理由があるのか。</p> <p>(申請者) 他の仕事をしているため除いている。利用者の状況によって臨機応変に対応していきたい。</p> <p>(委員) 利用者が誤解してトラブルにならないよう、事前に書面で確認するなど留意していただきたい。</p> <p>(委員) 利用者向けパンフレットには「ご相談により対応します」と書くとよい。</p> <p>(委員) 予約を3日前までとしているが、急な予約が入ることも考えられる。他の事業者の例と比べて締め切りが早いのではと思う。</p> <p>(申請者) 前日でも対応できるときは、柔軟に対応したい。</p> <p>(委員) 料金について、利用者に知らせる方法は考えているか。</p> <p>(申請者) 距離制運賃については出発時に車両のメーターを0にして</p>
--	---

いるのを利用者に確認してもらう。待ち時間についてはタイマーで確認してもらう。

(委員) 福祉有償運送では、タクシーのような専用メーターの設置までは必要としていないので、利用者に誤解を生じさせないように気を付けていただきたい。

(委員) チラシに法人事務所(津山市上河原)から津山中央病院までの運賃が例示されているが、どの道路を通っても同じになると考えてよいか。タクシーの場合は必ず最短経路を利用するようにしている。

(申請者) インターネットの地図で距離を測って運賃を算出した。道路状況によっては利用者と相談して決めさせてもらいたい。

(委員) 最も利用が多いケースだと思われるので、目安としてチラシに示すのはありがたい。一度実際に走行して計測してはどうか。

(議長) これより裁決に移るので、申請者にはいったん退席していただく。

#### 【申請者退席】

(委員) 現時点でセダン型車両の使用を認めてよいかは疑問がある。使用が必要な方の利用登録があったときに、改めて届出を提出してもらえたらよいのでは。

(委員) 車いすの方は福祉車両が必要だが、それ以外の方は普通のシートでも対応できる。全国的にもセダン型車両で福祉有償運送を実施している例はたくさんある。福祉車両でないと福祉有償運送の申請を認めないというのは、少しおかしいのではないか。

(委員) セダン車両だから一概にだめだということにはならないのではないか。

(委員) パンフレットの料金表をもう少し詳しく表示できないか。

(委員) 利用者が不安にならないよう料金の目安を前もって知らせておくことが必要ではないか。

	<p>(委員) 事前にしっかり説明して納得してもらうことが必要。意見としてつけておく必要がある。</p> <p>(委員) オプション料金については、有償運送の許可に直接関わるものではないので、当協議会の議論からは外すのが適切かと思う。</p> <p>(議長) 参考としてつけているものなので、議論からは外す。料金についてはご検討いただきたい。</p> <p>(委員) 時間制運賃は設定しないのか。</p> <p>(委員) 時間制運賃と距離制運賃のどちらかを選択して設定することとなる。</p> <p>(議長) 意見も出尽くしたようなので、整理する。</p> <p><b>【福祉有償運送運営協議会検討項目に沿って意見集約】</b></p> <p>それでは、申請事業者が福祉有償運送をすることの適否について意見をまとめることとしたい。これよりそれぞれの項目について適否を決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該地域における運送の必要性について 適</li> <li>2 旅客から収受する対価に関することについて 適</li> <li>3 福祉有償運送のサービスの内容について 「乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿」について、要件を満たさない者を削除する修正を加える。 また、「セダン型車両の運転要件を満たしていない運転者について、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと」という意見を付ける。</li> <li>4 その他必要と認められる事項 「料金及びサービス内容について利用者に誤解のないよう丁寧な説明をすること」という意見を付ける。</li> </ol> <p><b>【総括】</b></p> <p>当該福祉有償運送の実施計画は修正を加えることにより適正と考える。当協議会として次の意見を付ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①セダン型車両の運転要件を満たしていない運転者について、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。</li> <li>②料金及びサービス内容について、利用者に誤解のないよう丁寧な</li> </ol>
--	--

	<p>説明をすること。</p> <p><b>【申請者入室】</b>  上記結果を伝え、後日、事務局より「運営協議会において協議が整っていることを証する書類」を交付する旨を伝えた。</p>
<p>議題3</p>	<p>福祉有償運送の更新登録申請について（医療法人 東浩会）</p> <p><b>【事務局から実施計画について説明】</b></p> <p>（委員）新規申請を審議した際にも議論があったが、医療法人は医療法の規定で、通院・通所以外の目的での移送ができない。ほとんど利用がない状態であるが、今回更新をしたいとのことである。利用者が増えるよう、引き続き広報等をお願いしたい。</p> <p><b>【意見集約】</b></p> <p><b>【総括】</b>  当該福祉有償運送の実施計画は適正と考える。  ただし、「広報等により利用者の確保に努めること」という意見を付ける。</p> <p>以上で議事を終了した。</p> <p><b>【閉会】</b></p>